

5 事務室から

5-1 転出・転入するとき



1 他の学校へ転校される方

- (1) 担任に転校する旨（いつ、どこへ等）を伝える。
- (2) 市川小より転学書類（『①在学証明書』、『②教科用図書給与証明書』）を発行します。
※集金の清算や作品の返却などもあります。
- (3) 市川市役所（出張所等含む）で住民票の転出手続きをします。
- (4) 転出先の役所で住民票の転入手続きをします。
※市川小で発行した『在学証明書』が必要な場合もありますので持参してください。
- (5) 転出先の教育委員会等で転校する学校への『③転入通知書（名称は異なる場合があります）』をもらいます。
- (6) 転校先の学校へ手続きに行きます（必要なもの：①在学証明書、②教科用図書給与証明書、③転入通知書）。
※あらかじめ、転校先の学校へ電話連絡しておくともスムーズです。

☆引っ越した場合は、転出するかどうかに関わらず、すぐに市川市役所（出張所等含む）で住民票の異動を行い、その後、市川市教育委員会義務教育課学事班に連絡を入れてください。その後の手続き等については、そこで指示を受けて下さい。



2 転入するとき

市川市のホームページで、市川市教育委員会「新・転入学の案内」をご覧ください。

3 教科書・副読本について

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は、特に保管の注意が必要です。

使用する教科書は市川市内の小学校は同じです。学年の途中で他市へ転出・他市から転入の場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、市川市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転入は給付されません。

教科書は一般の書店では取り扱っていません。教科書を紛失してしまったら、すぐに担任に申し出るようにしてください。

